

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

教育委員会規則		
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(三三・教育庁総務課)	1	
県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則(三四・義務教育課)	1	
秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則(三五・高校教育課)	1	
秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則(三六・特別支援教育課)	2	

## 教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

### 秋田県教育委員会規則第三十三号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第十三の三平成八年一月一日指定の項中「山本郡琴丘町」を「山本郡三種町」に改め、同表平成十四年一月一日指定の項中「山本郡峰浜村」を「山本郡八峰町」に改める。

別表第十三の五平成十四年一月一日指定の項中「山本郡八森町」を「山本郡八峰町」に改める。  
附則

この規則は、平成十八年三月二十七日から施行する。ただし、別表第十三の三平成八年一月一日指定の項の改正規定は、平成十八年三月二十日から施行する。

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年十月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

### 秋田県教育委員会規則第三十四号

県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の定数を定める規則(昭和三十九年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表中琴丘町の項、八森町の項及び山本町の項を削り、八竜町の項及び峰浜村の項を次のように改める。

川 崎 町	小	80	8	3	8	99
	中	47	3	0	3	53
	大	48	6	0	5	59
八 竜 町	中	25	2	1	2	30

### 附 則

この規則は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、別表八森町の項を削る改正規定及び同表峰浜村の項の改正規定は、同月二十七日から施行する。

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

### 秋田県教育委員会規則第三十五号

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表(一)の表秋田県立横手工業高等学校の項を削り、同表(二)の表中

秋田県立本

高等学校

普通科

三年以上

一六〇

由利本荘市陣場岱六番地

を

秋田県立横手高等学校	普通科	三年以上	一六〇	横手
本荘	普通科	三年以上	一六〇	由利

市前郷二番町十番一号

本荘市陣場岱六番地

に改め、同表秋田県立横手工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十月十八日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第三十六号

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立養護学校天王みどり学園の項中「二七」を「三五」に改め、同表秋田県立秋田養護学校の項中「四二」を「三九」に改め、同表秋田県立栗田養護学校の項中「七二」を「六七」に改め、同表秋田県立ゆり養護学校の項中「三五」を「四六」に改め、同表秋田県立横手養護学校の項中「二七」を「二四」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

秋田県印刷所  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話:0862-876600 FAX:0862-876601  
E-mail:matsubara@matsubaransatsu.co.jp

